

○国土交通省告示第九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和五年二月九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道57号改築工事（宇土道路）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 熊本県宇土市網津町字水谷、字小迫、字辻畑、字上平原、字南谷、字野添、字西谷、字馬門及び字垣内、長浜町字鍋倉、字浦及び字新地並びに上網田町字浦、字上山、字竹浦及び字際崎下地内

2 使用の部分 熊本県宇土市網津町字水谷、字小迫、字辻畑、字上平原、字野添、字西谷、字馬門、字垣内及び字大平、長浜町字南笠瓜、字北笠瓜、字鍋倉及び字浦並びに上網田町字浦、字竹浦及び字際崎下地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道57号改築工事（宇土道路）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、熊本県宇土市笹原町字寺新開地内の城塚インターチェンジ（仮称）から同市上網田町字際崎下地内の網田インターチェンジ（仮称）までの延長6.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道57号改築工事（宇土道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能の維持するための付替工事は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される普通河川の従

来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に係のある河川に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本体事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、また、関連事業について、起業者である国土交通大臣は、その施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道57号（以下「本路線」という。）は、大分県大分市を起点とし、長崎県長崎市に至る延長約296kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する宇土市は、海苔養殖業やネーブルオレンジ等のかんきつ類の生産が盛んであり、収穫された養殖海苔やかんきつ類は主に本路線を利用して県内外へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）の一部は、特殊通行規制区間（越波）として定められており、越波の影響により、海岸護岸の損傷が発生し、通行規制が行われている。

また、現道は物流等による通過交通に広く利用されるとともに、宇土市の既成市街地を通過し、周辺に店舗、公共施設及び住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、一部区間で19,305台／日であり、混雑度は1.45となっている。

本件事業の完成により、自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替するとともに、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和4年2月等に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた限度等を満足するとされており、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、排水性舗装の敷設等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ等、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているバラタナゴ属の一種、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、コガタノゲンゴロウ等、準絶滅危惧として掲載されているイモリ、ヤリタナゴ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているツキヌキオトギリ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、準絶滅危惧として掲載されているミゾコウジュ、カワヂシャ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、バラタナゴ属の一種、ウナギ、カワヂシャ等については、工事の実施に伴う濁水の発生により生息又は生育環境に影響を与えることが予測されることから、沈砂池の設置等により適切な濁水処理を行うこととしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3か所存在するが、このうち2か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る1か所についても熊本県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、海側ルート案、中間ルート案及び申

請案である山側ルート案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの、移転対象物件数は最も少ないこと、路線延長及び構造物延長が3案中最も短く、中間ルート案に次いで土工バランスが優れていることから、比較的施工性に優れていると判断されること、加えて、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自然災害による通行規制が行われており、本件事業によりその機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる熊本天草間幹線道路整備促進期成会等より、高速走行の定時性の確保の観点などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 熊本県宇土市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

熊本県宇土市網津町字水谷、字小迫、字辻畑、字上平原、字南谷、字野添、字西谷
及び字馬門並びに上綱田町字際崎下地内